

福祉新聞

THE FUKUSHI SHIMBUN

2016年 2月29日 月曜日発行
(平成28年)

被後見人も市職員に

明石市 欠格条項なくす条例制定へ

兵庫真明石市（泉房穂市長）は17日、障害者差別解消の一環で、成年後見制度を利用した人も市職員になれるよう、条例を制定すると発表した。現職の職員が被後見人などになった場合も失職しないようにする。市議会の3月定例会で条例案が通れば4月から施行される。こうした自治体の対応は全国でも初め

てという。

現行の地方公務員法

には、被後見人または被保佐人は職員になれず採用試験を受けることもできないという欠格条項があるが、「条例で定める場合は除く」としている。

市はこれまで、障害者職員向けの採用試験について身体障害者に加え知的・精神障害者や発達障害者、難病患者らも対象にするなど、門戸を広げる姿勢を取ってきた。

ことになる機会を奪われる現状を改め、みんなが同じスタートラインに立てるように条例を定めることにした。

条例案は「明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例」の名称で、地方公務員法の欠格条項について▽被後見人または被保佐人に該当する人を職員として採用できない▽職員が被後見人または被保佐人に該当するに至った場合も失職しないとする。

た人も市職員になれるよう、条例を制定すると発表した。現職の職員が被後見人などになった場合も失職しないようにする。市議会の3月定例会で条例案が通れば4月から施行される。こうした自治体の対応は全国でも初め

てという。

現行の地方公務員法には、被後見人または被保佐人は職員になれず採用試験を受けることもできないという欠格条項があるが、「条例で定める場合は除く」としている。

市はこれまで、障害者職員向けの採用試験について身体障害者に加え知的・精神障害者や発達障害者、難病患者らも対象にするなど、門戸を広げる姿勢を取ってきた。

ことになる機会を奪われる現状を改め、みんなが同じスタートラインに立てるように条例を定めることにした。

市はこれまで、障害者職員向けの採用試験について身体障害者に加え知的・精神障害者や発達障害者、難病患者らも対象にするなど、門戸を広げる姿勢を取ってきた。

た人も市職員になれるよう、条例を制定すると発表した。現職の職員が被後見人などになった場合も失職しないようにする。市議会の3月定例会で条例案が通れば4月から施行される。こうした自治体の対応は全国でも初め

てという。

現行の地方公務員法には、被後見人または被保佐人は職員になれず採用試験を受けることもできないという欠格条項があるが、「条例で定める場合は除く」としている。

市はこれまで、障害者職員向けの採用試験について身体障害者に加え知的・精神障害者や発達障害者、難病患者らも対象にするなど、門戸を広げる姿勢を取ってきた。

市はこれまで、障害者職員向けの採用試験について身体障害者に加え知的・精神障害者や発達障害者、難病患者らも対象にするなど、門戸を広げる姿勢を取ってきた。